

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会

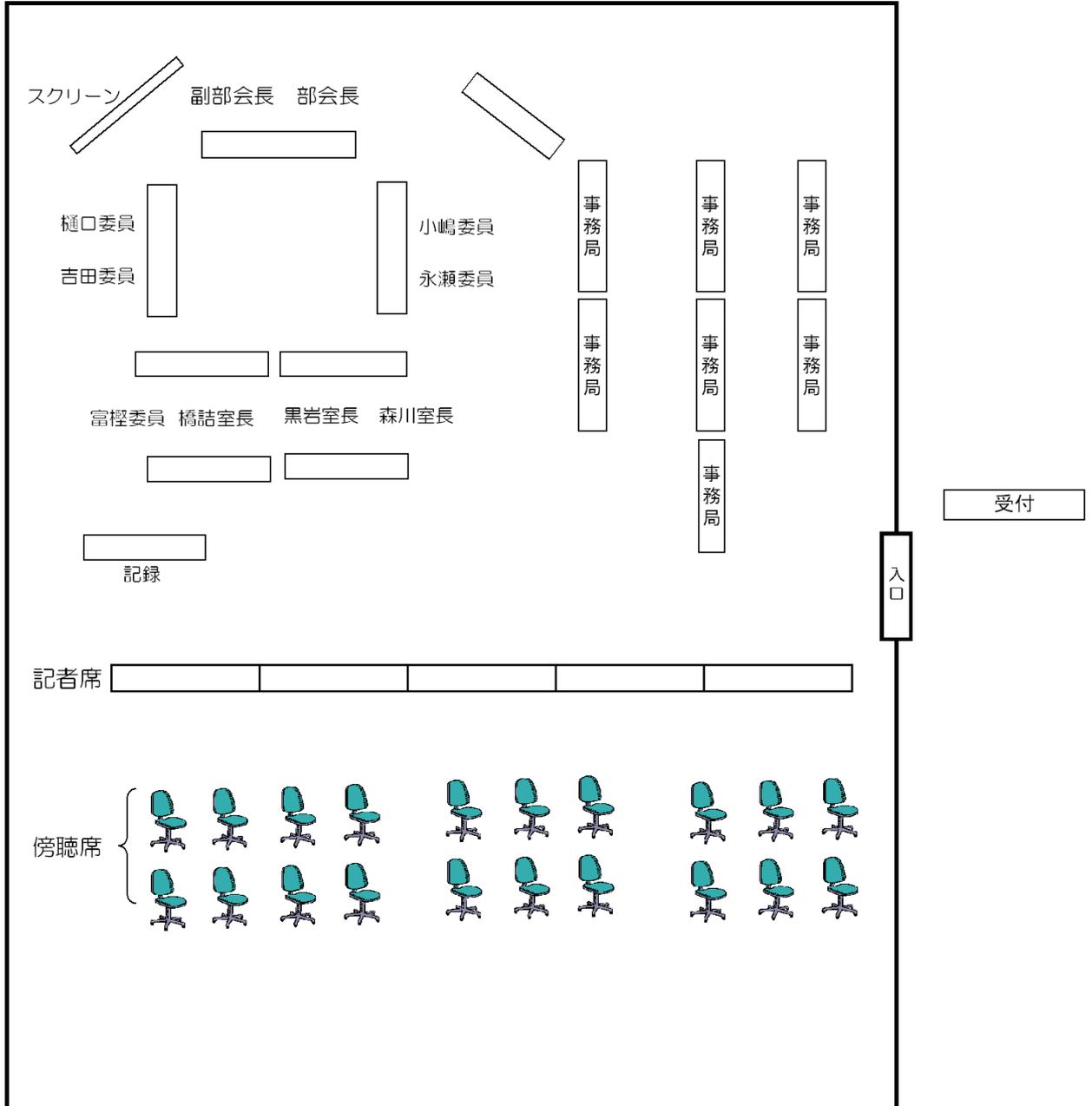
第 5 回 技 術 部 会 次 第

日 時 平成 17 年 5 月 26 日 (木) 13 : 30 ~
場 所 岐阜市役所低層部 3 階 大会議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 新委員紹介
- 4 第 4 回部会議事録について
- 5 自主撤去及び内部発熱の状況について資料 1 (報告・検討)
- 6 医療系廃棄物について資料 3 (報告・検討)
- 7 詳細調査結果について (報告・検討)
 - (1) 場 内 資料 2 - 1
 - (2) 場 外 資料 2 - 2
- 8 まとめ
- 9 次回日程について

第5回技術部会席表

平成17年5月26日(木)
13:30~15:30
低層部3階 大会議室



部会委員名簿

H17. 5. 26現在

【技術部会】

(敬称略)

氏名	職名
部会長 藤 縄 克 之 <small>ふじ なわ かつ ゆき</small>	信州大学教授 (工学部社会開発工学科)
副部会長 佐 藤 健 <small>さ どう たけし</small>	岐阜大学教授 (工学部社会基盤工学科)
井 上 雄 三 <small>いのうえ ゆう そう</small>	国立環境研究所 最終処分技術研究開発室長
小 嶋 智 <small>こ しま さとる</small>	岐阜大学教授 (工学部社会基盤工学科)
永 瀬 久 光 <small>なが せ ひさ みつ</small>	岐阜薬科大学教授 (厚生薬学科)
樋 口 壯太郎 <small>ひぐち そう たろう</small>	福岡大学大学院教授 (大学院工学研究科)

(オブザーバー)

橋 詰 博 樹 <small>はし つめ ひろ き</small>	環境省適正処理・不法投棄対策室長
黒 岩 芳 則 <small>くろ いわ よし のり</small>	岐阜県不適正処理対策室長

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会要綱

(趣旨)

第1条 岐阜市北部において発生した産業廃棄物不法投棄事案（以下「事案」という。）について、支障の除去及び再生ビジョンの検討を行うため、岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事案に係る調査に関すること。
- (2) 事案に係る対応策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(部会)

第7条 委員会に、部会を置くことができる。

2 部会の組織及び運営に関して必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第8条 委員長は、調査及び検討のため必要があると認めるときは、利害関係者、学識経験者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、環境事業部産業廃棄物特別対策室において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月6日から施行する。

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会部会要領

平成16年5月27日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会要綱（平成16年4月6日決裁。以下「要綱」という。）第7条第2項の規定に基づき、岐阜市産業廃棄物不法投棄対策検討委員会（以下「委員会」という。）の部会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、要綱第2条の所掌事務のうち、専門的な事項について調査検討を行うものとする。

(組織)

第3条 部会は、次のとおりとする。

(1) 技術部会

(2) 再生ビジョン部会

2 部会は、委員長が委員会の委員のうちから指名する委員をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

2 部会長は、委員の互選により定める。

3 副部会長は、部会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の会務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 部会の委員以外の委員会の委員は、部会の承認を得て会議に参加することができる。

(報告)

第6条 部会長は、部会の調査検討の経過及び結果について委員長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、環境事業部産業廃棄物特別対策室において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会で定める。

附 則

この要領は、平成16年5月27日から施行する。

【遵守事項】

- ア 会議中は、静粛に傍聴すること。
- イ 会議中は、発言しないこと。
- ウ のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- エ 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- オ 談話をし、騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- カ 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- キ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと（但し、報道関係者を除く。）。
- ク アからキまでに掲げるもののほか、議事運営に支障となる行為をしないこと。